

○平成18年6月30日公表  
○平成19年9月28日改訂

# 集 中 改 革 プ ラ ン

(平成17年度～21年度)

鋸 南 町

## <事務事業の再編・整理・廃止・統合>

### 1. 事務事業の再編整理等の目標

#### (1) 17年度～21年度までの5年間における再編・整理等の目標

- ・平成17年度から事務事業の見直しを行うため、事務事業を複数の指標で評価し、方向性・再構築方針を決定し、全職員により事務事業評価を行います。
- ・平成17年度に役場組織を4課（町長部局）とする機構改革を実施します。
- ・町税等の徴収率向上のため、平成18年度から徴収体制の強化としてシフト制の導入を行い、毎年度有効な収納体制の強化について検討していきます。
- ・負担金の見直しについては、平成17年度に学童保育料の見直しと日本スポーツ振興センター共済掛金の見直しを実施します。また、平成18年度に農地災害復旧負担金については、受益者負担率を工事費の10%から20%に見直し、保育料を国の基準額に近づけるため見直しをします。さらに毎年度各種負担金の見直しについて検討していきます。
- ・使用料・手数料の見直しとして、平成17年度に老人福祉センター及びB&G海洋センターの使用料見直しを実施し、平成18年度には歴史民俗資料館・中央公民館・老人福祉センター・保健福祉総合センターにおける施設使用料減免規定について見直しを実施します。また毎年度使用料・手数料の見直しについては検討していきます。
- ・平成17年度から毎年度、事務事業評価を行い、物件費・補助費等について見直しを実施します。
- ・土地賃借料の見直しとして、平成19年度までに基本方針の見直しを行います。また、平成17年度から平成14年度契約額の20%削減目標達成に向けて努力していきます。
- ・各種団体補助金の見直しとして、平成19年度までに補助金のあり方について検討していきます。
- ・継続事業の見直しとして、平成18年度に循環バスの運行・国土調査事業について見直しを行い、その後も財政状況等を勘案しながら毎年度実施事業について検討していきます。
- ・各種審議会等については、平成17年度から委員数の見直しについて検討を行っていきます。
- ・施設の民間委託については、平成20年度から給食センターの調理及び運送業務を一括民間委託として実施します。また、その他の業務についても毎年度民間委託について検討していきます。
- ・海洋センター・岩井袋野球場・歴史民俗資料館については、平成20年度から指定管理者制度を導入できるよう検討していきます。
- ・平成17年度から老朽化した施設の建て替えと少子化等の観点から教育施設等（小学校・幼稚園・保育所）の再編成について検討していきます。
- ・電算委託料算定内容について、平成18年度から精査・見直しを行います。
- ・戸籍電算化（除籍・改製原戸籍）について、財政状況を見ながら実施を検討していきます。

- ・ 指定管理者制度の導入については、平成18年度からボランティアセンター及び保田漁港（公示施設）について導入を検討します。
- ・ 平成19年度までに町有地の売却・有効利用について、検討していきます。
- ・ 平成19年度までに地域活性化事業として、地域を活性化する事業を行う個人・団体に対する補助について検討していきます。
- ・ 平成18年度から各種委員報酬の一律10%削減を行います。
- ・ 平成17年度から子供たちを犯罪から守るため、地域と協働で安全確保の運動を展開します。

## 2. 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

### (1) 当該スキームの内容、基本的考え方

事務担当者が全ての事業について「事務事業評価書」を作成し、事業の目的・対象・どのような成果を目指すのか・妥当性・効率性・有効性を評価することによって、歳出削減・歳入増・事業改革や新たな施策・事業を創出していきます。また「事務事業評価書」に基づき、室長以下の各課職員で構成する「分野別行革推進チーム」、さらに課長で構成する「行革推進本部」で検討を加え、最終的には、議会・関係団体・町民の意見を取り入れながら、事務事業の再編成・整理等行財政改革を推進していきます。

### (2) 行政評価を活用する仕組の導入の有無

行政評価システムとしてマネジメントサイクル（政策循環過程）を構築し、事務事業の結果や成果について、貢献度や有効性等を内部（行政組織）と外部（町民や第三者機関）により評価し、改善方策につなげていく仕組みを平成18年度から検討していきます。

### (3) 外部意見を取り入れる仕組の導入の有無、その概要

外部意見を取り入れる仕組みの導入については、現在ホームページでメールによる意見聴取と、「町政への手紙」として本庁・出先機関に手紙とポストを備えつけて対応していますが、以下の方法についても早急に実現するため検討していきます。

- ・ 町政報告会や町民懇談会の開催による町民からの直接的な意見聴取
- ・ 外部有識者を入れた様々な策定委員会、検討委員会等の開催等

### (4) スキームの公表（予定含む）の有無、公表方法

事務事業の再編・整理等の方針については、平成17年7月に『鋸南町自立（律）ビジョン』で公表致しました。今後、事務事業の再編・整理等の取り組みについては、町広報誌『町報きよなん（月1回）や町報きよなんお知らせ版（月1回）』及びホームページを活用し公表していく予定です。

## <民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）>

### 1. 公の施設についての取組目標

#### (1) 16年度末時点における

【指定管理者制度導入済み施設数】・・・導入している施設はありません。

#### 【業務委託実施済み施設数】

- ① レクリエーション・スポーツ施設（1施設・・・海洋センター）
- ② 産業振興施設（なし）
- ③ 基盤施設（なし）
- ④ 文教施設（5施設・・・中央公民館、歴史民俗資料館、給食センター、勝山保育所、保田保育所、）
- ⑤ 医療・社会福祉施設（3施設・・・老人福祉センター、保健総合福祉センター、ボランティアセンター）
- ⑥ その他（なし）

#### 【全部直営施設数】

- ① レクリエーション・スポーツ施設（2施設・・・岩井袋野球場、大帷子運動場）
- ② 産業振興施設（6施設・・・勝山観光案内所、保田観光案内所、佐久間ダム、観光案内所〔ヴィラ〕、観光物産センター、保田漁港〔公示施設〕）
- ③ 基盤施設（1施設・・・町営住宅）
- ④ 文教施設（1施設・・・老人憩いの家）
- ⑤ 医療・社会福祉施設（なし）
- ⑥ その他（1施設・・・鋸南町総合センター）

#### (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

廃止、民間譲渡、指定管理者制度の導入、業務委託、検討の区分ごとの目標時期、目標内容について

- ・18年度までにボランティアセンター及び保田漁港（公示施設）については、指定管理者制度の導入について検討します。
- ・20年度までに海洋センター・岩井袋野球場・歴史民俗資料館の指定管理者制度導入について検討します。

### 2. 公の施設以外の施設についての取組目標

#### (1) 16年度末時点における

- ・全部委託実施済み施設数、一部委託実施済み施設数、全部直営施設数  
⇒該当施設はありません。

#### (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標について

廃止、民間譲渡、全部委託、一部委託、検討の区分ごとの目標時期、目標内容（施設数）

⇒該当施設はありません。

### 3. その他の事務についての取組目標

#### (1) 16年度末時点の委託状況について

- ① 全部委託・・・本庁舎清掃、し尿処理、一般ごみ収集、水道メーター検針、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、情報処理・庁内情報システム維持
- ② 一部委託・・・公用車運転、学校給食、道路維持補修・清掃等、調査・集計、総務関係事務（給与・福利厚生事務）
- ③ 全部直営・・・本庁舎夜間警備、案内・受付、電話交換、学校用務員事務、ホームページ作成・運営

#### (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

全部委託、一部委託、検討の区分ごとの目標時期、目標内容について

- ・給食センターについては、平成20年度から調理及び運送業務一括民間委託を実施します。
- ・その他の業務についても毎年度民間委託について検討していきます。

<定員管理・給与の適正化関係>

**定員管理の適正化関係**

1. 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

(1) 数値目標の基本的考え方

人件費の抑制を推進します。

(2) 数値目標の設定の仕方

4名退職の場合、1名を採用する方針です。

(3) 採用者・退職者の見込み

年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
定員目標値 (普通会計)	193 (124)	187 (118)	167 (111)	160 (107)	159 (105)	156 (102)
退職者数	8(4)	8(6)	20(7)	10(6)	3(2)	4(4)
採用者数	1(0)	2(0)	0(0)	3(2)	2(0)	1(1)

※定員目標値—各年4月1日における定員の目標値

※退職者数—各年3月退職者数、採用者数—各年4月1日採用者数の見込み

※( )は普通会計に係る職員数

2. 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績

(1) 過去の純減実績の内容

	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月
職員数	209	201	202	207	204	200
増減	—	-8	+1	+5	-3	-4

※各年4月1日現在の職員数

3. 定員適正化計画の見直し状況

(1) 見直しの経緯、内容等

行財政改革の観点から人件費抑制が必要であり、4名退職した場合1名を採用していきます。

## 給与の適正化関係

以下の項目について、これまでの実施状況、実施内容及び実施予定年度等について

### ① 高齢層職員昇給停止

これまで県人事委員会勧告に準じてきました。

平成 17 年度から昇給停止年齢を導入しました。（一般職 55 歳・用務員 58 歳）

平成 18 年度から昇給停止年齢は廃止し、55 歳以上の職員の昇給号級は 2 号級を標準とします。また、今後も基本的には県人事委員会の勧告に準じていきます。

### ② 不適正な昇給運用の是正

基本的に県人事委員会の勧告に準じています。

### ③ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

基本的に県人事委員会の勧告に準じています。

### ④ 退職手当の支給率の見直し

千葉県市町村総合事務組合の規定に基づきます。

### ⑤ 諸手当の総点検の実施

#### （1）特殊勤務手当の適正化

これまで特殊勤務手当については、清掃作業等従事手当・町税等徴収手当・家庭奉仕作業手当を廃止しています。

#### （2）その他の手当の適正化

調整手当は平成 15 年度から支給をしていません。また平成 18 年度から調整手当を廃止し、地域手当とします。ただし、調整手当と同様に支給はしません。その他の手当については、基本的に県人事委員会勧告に準じていきます。

### ⑥ 技能労務職の給与の見直し

#### （1）国や民間の同種の職種との比較の実施

県人事委員会勧告に準じています。

#### （2）給料表の適正化

県人事委員会勧告に準じています。

### ⑦ その他

基本的に県の人事委員会勧告に準じて、給料水準や給与制度の見直しを行っています。

## 定員・給与の公表

### 1. 17年度の公表状況

#### (1) インターネット HP への掲載の有無

平成 18 年 3 月 5 日号の町広報誌「町報きよなん・お知らせ版」に公表したものを、HP にも掲載しました。

#### (2) 国の公表様式への準拠

公表様式については、国の公表様式にほぼ準拠して公表しています。

#### (3) その他の媒体による公表の状況

平成 18 年 3 月 5 日号の町広報誌「町報きよなん・お知らせ版」に公表しました。

### 2. 今後の計画等

今後もインターネット HP 及び町広報誌へ毎年 1 回公表を行っていきます。

## <出先機関の見直し>

### 1. 出先機関の見直しの取組目標

(1) 16年度末時点における種類別の出先機関について

① 総合出先機関

町民サービスコーナー（保健福祉センター内）

② 税務

③ 福祉

保健福祉課（保健福祉総合センター内）、勝山保育所、保田保育所  
鋸南病院

④ 農林

⑤ 土木

⑥ 教育

教育委員会（中央公民館内）、中央公民館、歴史民俗資料館、保田幼稚園、  
勝山幼稚園、佐久間幼稚園、保田小学校、勝山小学校、佐久間小学校、  
B&G 海洋センター

(2) 17年度～21年度までの5年間における取組目標

廃止、統合、新設、移管、検討の区分ごとの目標時期、目標内容について

- ・佐久間小学校については、勝山小学校に統合する方向で、平成19年度までに検討します。（平成20年度に統合します。）
- ・勝山幼稚園、佐久間幼稚園については、平成19年度までに統合について検討します。
- ・保田保育所、勝山保育所については、平成19年度までに学校施設の状況によっては、移転することを検討します。

<第三セクターの見直し> ※第三セクターに該当するものではありません。  
この項目についての記載はありません。

## <経費節減等の財政効果関係>

### 経費節減等の財政効果

平成19年度までの実績及び平成20年度から21年度までの2年間の取組目標及び施策の内容については、別掲「経費節減等の財政効果」のとおりです。